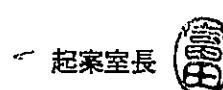


一応返付

決裁・供覧

件名	宗教法人「世界基督教統一神靈協会」の規則変更認証について			文書番号 27受 庁 文第391号の1
伺い文	宗教法人「世界基督教統一神靈協会」から規則を変更するため、宗教法人法第27条の規定に基づく規則の変更の認証の申請があったので、同法第28条の規定に基づき（案の1～4）により規則の変更を認証し、（案の5）により当該宗教法人に通知するものである。			
起案	起案日	平成27年8月18日	受付日	
	部署	文化庁 文化部 宗務課 宗教法人室 法人係	決裁	決裁処理期限日 決裁日 27.8.26
案	起案者	林 実	施行	施行処理期限日 施行日
	連絡先		行	施行先 ※備考欄
分類名稱	大分類		施行者	※備考欄
	中分類		取扱上の注意	
取扱区分	名称(小分類)		機密性格付け	1、
	秘密区分		取扱制限	
指定期間終了日		保	行政文書保存期間	特定日以後5年
		存	保存期間満了時期	未定、
決裁 供覧欄	文化部 佐伯 浩治 (部長)   起案課長  課長補佐  起案室長  室長補佐  宗教法人室  			
備考	【施行先】 (案の1) 宗教法人「世界基督教統一神靈協会」 (案の2) ~ (案の4) (案の5) 宗教法人「世界基督教統一神靈協会」代表役員 【施行者】 (案の1・3) 文部科学大臣 (案の2・4) 文部科学省 (案の5) 文化庁文化部長			

※ 認証日は決裁日とする

○法人について

法 人 名 : 宗教法人「世界基督教統一神靈協会」(キリスト教系・単立)

主たる事務所所在地 : 東京都渋谷区松濤1-1-2

代表役員 : 德野 英治

設立認証 : 昭和39年7月15日

○規則変更理由

[REDACTED]

○主な変更内容

宗教法人の名称の変更。

○参照条文：宗教法人法（昭和26年法律第126号）(抄)

第4章 規則の変更

(規則の変更の手続)

第26条 宗教法人は、規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手続をし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない。この場合において、宗教法人が当該宗教法人を包括する宗教団体との関係（以下「被包括関係」という。）を廃止しようとするときは、当該関係の廃止に係る規則の変更に關し当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しないものとする。

- 2 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、第二十七条の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。
- 3 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更をしようとするときは、当該関係を設定しようとする場合には第二十七条の規定による認証申請前に当該関係を設定しようとする宗教団体の承認を受け、当該関係を廃止しようとする場合には前項の規定による公告と同時に当該関係を廃止しようとする宗教団体に対しその旨を通知しなければならない。
- 4 宗教団体は、その包括する宗教法人の当該宗教団体との被包括関係の廃止に係る規則の変更の手続が前三項の規定に違反すると認めたときは、その旨をその包括する宗教法人の所轄庁及び文部科学大臣に通知することができる。

(規則の変更の認証の申請)

第27条 宗教法人は、前条第一項の規定による認証を受けようとするときは、認証申請書及びその変更しようとする事項を示す書類二通に左に掲げる書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その認証を申請しなければならない。

- 一 規則の変更の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類
- 二 規則の変更が被包括関係の設定に係る場合には、前条第二項の規定による公告をし、及び同条第三項の規定による承認を受けたことを証する書類
- 三 規則の変更が被包括関係の廃止に係る場合には、前条第二項の規定による公告及び同条第三項の規定による通知をしたことを証する書類

(規則の変更の認証)

- 第28条 所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第十四条第一項の規定に準じ当該規則の変更の認証に関する決定をしなければならない。
- 一 その変更しようとする事項がこの法律その他の法令の規定に適合していること。
 - 二 その変更の手続が第二十六条の規定に従つてなされていること。
- 2 第十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による認証に関する決定の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類」と読み替えるものとする。

(規則の変更の時期)

- 第30条 宗教法人の規則の変更は、当該規則の変更に関する認証書の交付に因つてその効力を生ずる。

(案の1)

規則変更認証書

27受庁文第391号の1

宗教法人「世界基督教統一神靈協会」

平成27年6月2日付けて申請のあった宗教

法人「世界基督教統一神靈協会」の規則の変更を宗教法人法

第28条の規定によって認証します。

平成27年 月 日

文部科学大臣 下村博文

(案の2)

規則変更認証書

27受庁文第391号の1

宗教法人「世界基督教統一神靈協会」

平成27年6月2日付けて申請のあった宗教
法人「世界基督教統一神靈協会」の規則の変更を宗教法人法
第28条の規定によって認証します。

平成27年 月 日

文部科学大臣 下村博文

この謄本は、原本と相違ないことを証明します。

平成27年 月 日

文部科学省

宗教法人「世界基督教統一神靈協会」規則変更事項

旧

新

第一条 この教会は、宗教法人法による宗教法人であつて「世界基督教統一神靈協会」という。

第一条 この教会は、宗教法人法による宗教法人であつて「世界和平統一家庭連合」という。

第二十九条 この規則を変更しようとするときは、責任役員会において、その定数の三分の二以上の多数の議決及び評議員会議においてその総数の三分の二以上の多数の議決を経て、東京都知事の認証を受けなければならない。この法人が合併又は解散しようとするときも、また同様とする。

第二十九条 この規則を変更しようとするときは、責任役員会において、その定数の三分の二以上の多数の議決及び評議員会議においてその総数の三分の二以上の多数の議決を経て、文部科学大臣の認証を受けなければならない。この法人が合併又は解散しようとするときも、また同様とする。

付 則

この変更した規則は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日(平成年月日)から施行する。

(案の3)

この規則の変更は、平成二十七年 月 日認証しました。

平成二十七年 月 日

文部科学大臣

下村博文

宗教法人「世界基督教統一神靈協会」規則変更事項

旧

第一条 この教会は、宗教法人法による宗教法人であつて「世界基督教統一神靈協会」という。

第二十九条 この規則を変更しようとするときは、責任役員会において、その定数の三分の二以上の多数の議決及び評議員会議においてその総数の三分の二以上の多数の議決を経て、東京都知事の認証を受けなければならない。この法人が合併又は解散しようとするときも、また同様とする。

新

第一条 この教会は、宗教法人法による宗教法人であつて「世界平和統一家庭連合」という。

第二十九条 この規則を変更しようとするときは、責任役員会において、その定数の三分の二以上の多数の議決及び評議員会議においてその総数の三分の二以上の多数の議決を経て、文部科学大臣の認証を受けなければならない。この法人が合併又は解散しようとするときも、また同様とする。

付 則

成 この変更した規則は、文部科学大臣の認証書の交付を受けた日(平
年 月 日)から施行する。

(案の4)

この規則の変更は、平成二十七年 月 日認証しました。

平成二十七年 月 日

文部科学大臣
下村博文

この謄本は、原本と相違ないことを証明いたします。

平成二十七年 月 日

文部科学省

(案の5)

27受庁文第391号の1

平成27年月日

宗教法人「世界基督教統一神靈協会」

代表役員 德野 英治 殿

文化庁文化部長

佐伯 浩治

宗教法人「世界基督教統一神靈協会」の
規則変更の認証について（通知）

平成27年6月2日付けで申請のあった宗教法人「世界基督教統一神靈協会」の規則の変更は、平成27年月日認証されましたので、下記の書類を送付します。

なお、この規則変更は、宗教法人法第52条第2項各号に掲げる事項に変更が生じますので、認証書の交付を受けた日から2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する登記所において同法第53条の規定による変更の登記をした上、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えて、変更の登記をした旨を文部科学大臣に届け出でください。

また、変更後の規則の印刷ができましたら、事務用として、文化部宗務課まで1部送付くださるようお願いします。

記

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1 規則変更認証書 | 1通 |
| 2 同 謄本 | 1通 |
| 3 認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類 | 1通 |
| 4 同 謄本 | 1通 |